

# エコアクション21 環境活動レポート

レポート対象期間:2016年1月～2016年12月



新居精機株式会社

発行日:2017年 5月 13日

# 1. 組織の概要

- 事業者名 : 新居精機株式会社  
代表者氏名 : 代表取締役 太田毅
- 所在地 : 〒431-0302 静岡県湖西市新居町新居2015
- 環境管理責任者 : 太田 毅(代表取締役)  
EA21事務局 : 林 真理子  
連絡先 : TEL 053-594-3030  
: FAX 053-594-6850
- 事業内容 : 試作品、治工具の製造及び各種試作品の少量生産
- 事業規模 : 従業員数 32名  
: 敷地面積 4,440m<sup>2</sup>
- 組織沿革 : 1982年2月 有限会社新居精機設立  
: 1991年1月 新居精機株式会社に改組  
: 2001年2月 品質マネジメントシステム ISO9001取得  
: 2005年2月 資本金5,000万円に増資  
: 2006年6月 環境マネジメントシステム EA21取得

## 2. 環境方針

新居精機株式会社は、各種試作品、治工具の製造メーカーとして、当社の事業活動や製品が及ぼす環境への負荷の継続的削減への取り組みを重要課題として認識し、全社一丸となって努めていきます。

当社では製品製造に当たり電力、切削油等又製品運搬に当たりガソリン、軽油等を消費しております。これらの事業活動に伴う環境への負荷を削減する為、以下の取り組みを行います。

1. 全社での省エネルギー活動に取り組みます。
2. 環境に関する法規制及び当社が同意した各種協定の順守を誓約し、地域社会との調和に努めます。
3. 環境への負荷削減に関する目標を設定し取組、結果を見直すことにより、継続的な環境改善に取り組みます。
4. この環境方針を朝礼、会議等を利用し全社員に周知徹底し、環境への意識高揚を図ります。
5. 環境コミュニケーションを図ると共に情報公開に取り組みます。環境活動レポートを作成し、公表します。

制定日 平成17年 9月 1日  
新居精機株式会社  
代表取締役 太田 毅

### 3. 実施体制の構築

#### 役割分担

##### 1) 取締役

- ① 環境方針を策定する
- ② 環境目標及び環境行動計画を承認する
- ③ 環境経営システムの構築及び運用、環境目標及び環境行動計画の実施に必要な資源(人的・知的・財務資源を用意する)
- ④ 環境管理責任者を任命する

##### 2) 環境管理責任者

- ① 各部門責任者に環境への環境負荷の自己チェックおよび環境への取組の自己チェックを実施を指示し、その結果を審査の上承認する
- ② 各責任者に環境目標の設定を指示し、その結果を審査の上承認する

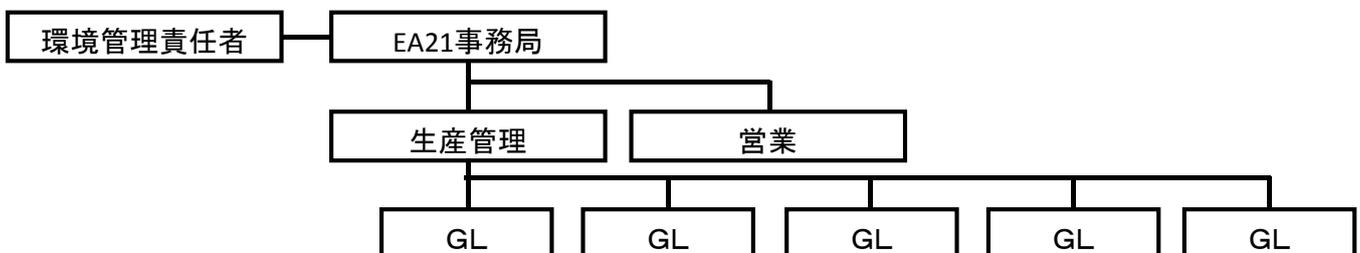
##### 3) EA21事務局

- ① 環境経営システムの構築及び運用に関して、環境管理責任者の業務を補佐する
- ② 環境管理責任者の指示により、必要な調査検討を行う
- ③ 環境経営システムに関する記録を保存する
- ④ 外内部からの問い合わせ、苦情等の窓口業務を行う

##### 4) 部門責任者

- ① 自らの部署において各実行責任者に環境負荷の自己チェックの実施を指示しその結果を点検の上環境責任者に報告する

#### 実施体制組織図



## 4. 環境目標

※2015年度四半期毎の平均を基準とする  
 ※CO2排出量係数:0.486(H28年度公表)

環境目標	単位	第1四半期目標	第2四半期目標	第3四半期目標	第4四半期目標
二酸化炭素排出量削減(2015年平均)	Kg/百万円	725.51	767.94	821.57	613.32
二酸化炭素排出量削減(基準年度より0.5%削減)	Kg/百万円	721.88	764.10	817.46	610.25
購入電力削減(2015年平均)	kwh	53,535	46,933	56,386	42,471
購入電力削減(0.3%削減)	kwh	53,374	46,792	56,216	42,343
ガソリン使用量の削減(2015年平均)	L	1018.86	1137.44	1239.47	1284.72
ガソリン使用量の削減(0.1%削減)	L	1017.84	1136.30	1238.23	1273.43
軽油使用量の削減(2015年平均)	L	129.87	59.97	115.09	95.32
軽油使用量の削減(0.1%削減)	L	129.74	59.91	114.97	95.22
コピー用紙削減(2015年平均)	枚	5,903	5,956	6,931	6,989
コピー用紙削減(0.3%削減)	枚	5,885	5,938	6,911	6,968
総排水量削減(2015年平均)	m <sup>3</sup> /百万円	1.4576	1.6732	1.7138	1.7096
総排水量削減(0.2%削減)	m <sup>3</sup> /百万円	1.4546	1.6698	1.7103	1.7061
グリーン調達推進(100%達成)		2015年度実績81点/122点中 備品の見直しを図る			

## 5. 環境活動計画

活動項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<b>二酸化炭素排出量の削減</b>													
対策	・照明は昼休み、残業等での不必要時は消灯	→ 不要箇所の消灯確認											
	・OA機器は省力設定。夜間・休日は主電力を切る	→ 省力設定の確認 主電源の確認											
	・エアコンは冷房26度、暖房は22度程度に設定	→ 温度管理遵守確認 デマンド管理によるピーク電力の削減											
	・熱の出入りを調整するブラインド、カーテンの利用	→ ブラインドの調整を行っているか 窓が開放されたままになっていないか											
	・LED照明推奨	→ 2号館LED照明交換工事 本、3号館LED照明交換工事											
	・エコドライブの推奨	→ アイドリングストップ推奨											
<b>産業廃棄物排出量の削減</b>													
対策	・書類の簡素化(生産管理システム導入)	→ システム導入説明会 → サーバー設置 → システム導入 → システム稼働											
	・コピー用紙削減	→ 用紙削減対策とマニュアル化検討											
	・排紙の削減	→ シュレッダー使用量削減											
	・ビン、缶、ペットボトル等分別回収	→ 分別ができているか見回り確認											
<b>総排水量削減</b>													
対策	・水量及び水圧を適切にするバルブ調整	→ 水量が適正であるか1回/週見回り確認											
	・手洗い、トイレ用水は日常的に節水を敢行	→ 手洗い場に節水表示											
	・漏水を定期的に点検	→ 1回/月見回り確認											
<b>グリーン調達の推進</b>													
対策	・グリーンマーク品購入推奨	→ 購入品点数推移表作成											
<b>その他環境配慮</b>													
対策	・地域貢献	→ インターンシップ受入3名 市の道路河川愛護事業への参加											
	・出荷、輸送時の簡易包装の推進	→ 梱包材再利用できているか 通箱利用できているか											

## 6. 環境活動実績及び評価

取り組み項目	単位	2016年第1四半期	2016年第2四半期	2016年第3四半期	2016年第4四半期
二酸化炭素排出量削減実績	Kg/百万円	674.51	629.56	665.61	586.54
二酸化炭素排出量削減達成率	%	107%	121%	122%	104%
評価		◎	◎	◎	◎
水銀灯からLED交換による効果と売上目標の達成に伴い二酸化炭素排出量削減は達成できている 今後再生可能エネルギーの検証を行っていききたい					
購入電力削減実績	Kwh	59,044	41,125	49,792	38,347
購入電力削減達成率	%	90%	113%	112%	110%
評価		○	◎	◎	◎
システム導入による電力消費懸念があったが2号館LED交換による効果はあった					
本館・3号館LED交換による効果があった					
大型設備の交換による電力消費が懸念されたが反対に交換による効果がでている					
LED交換による効果大					
ガソリン使用量削減実績	L	1,342	1,312	1,443	1,401
ガソリン使用量削減達成率	%	75%	80%	85%	90%
評価		△	△	○	○
受注件数減少により前期分の配送バランスが崩れている					
営業努力効果がでている					
EU脱退による輸出減の影響が懸念されたが営業努力により受注確保できている					
売上目標達成に向けた効果がでている					
軽油使用量削減実績	L	78.17	43.50	72.05	106
軽油使用量削減達成率	%	165%	137%	159%	89%
評価		◎	◎	◎	○
トラック使用頻度減小による結果である					
昨年度同様大物受注は伸び悩んでいる為営業戦略の見直しが必要である					
コピー用紙削減実績	枚	5,868	5,995	6,359	8,246
コピー用紙削減達成率	%	100%	99%	73%	84%
評価		◎	◎	△	△
受注件数減少による影響が大きい					
受注件数増加により使用枚数増加					
システム稼働により用紙削減案を提示しマニュアル化検討へ					
総排水量削減実績	m <sup>3</sup> /米	1.36	1.75	1.68	1.80
総排水量削減達成率	%	106%	95%	101%	94%
評価		◎	◎	◎	◎
異常なし					
グリーン調達		備品点数92点/128点中	備品点数92点/128点中	備品点数93点/128点中	備品点数98点/129点中
評価		現状維持である			次期備品見直しを行う
その他環境配慮		0	0	1件	0
評価		○			
市の道路河川愛護事業計画参加表明し市水路内の草刈及びゴミ拾いと周辺の清掃を行いました。 今後も地域貢献に取り組み近隣配慮を行っていききたい。					
全体の評価と次年度取組内容		省電力設備導入に伴い目標達成結果は出ているが、システム導入によるマニュアル作成の検討行う 太陽光発電又は風力発電などの再生可能エネルギーの検証を行う			

※評価:95%以上=◎ 80~95%=○ 50~80%=△ 50%以下=×

## 市の道路河川愛護事業計画

【H28/10/2】市水路内の草刈及びゴミ拾うとその周辺清掃



承認	確認	作成

## 7. 法規制の登録簿

工程	該当法規	内容準拠条項	該当条項		法改定確認	遵守確認
全社共通	浄化槽法	単独浄化槽 遵守すべき事項は、浄化槽管理規定及び浄化槽管理資料参照。	第3条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理の為に使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。	年4回 点検検査 結果は「点検記録-浄化槽点検記録ファイル」参照。 関連資料等(管理部署) ・浄化槽管理規定(事務局) ・浄化槽点検記録表 ・浄化槽管理ファイル(事務局：同ファイル綴じ)		○
全社共通	騒音規制法	特定施設 特定施設名：金属加工機械規模・能力：能力に関係なく全て 遵守すべき事項は、騒音特定施設設置届出及び以下参照。(準工業地域) 敷地境界線での規制基準 朝(6-8時):60dB 昼間(8-18時):65dB 夕(18-22時):60dB 夜間(22-6時):55dB	静岡県生活環境の保全等に関する条例第53条、第54条。騒音に係る特定施設は、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 第23条 別表第8。	平成17年10月3日、新居町住民課に届け出。同日受理。 関連資料等(管理部署) ・騒音特定施設設置届出資料(事務局)	H27/6/14	○
全社共通	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の適正委託、マニフェストの管理。契約書等の保管。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条、第11条、第12条、第12条の1、第12条の2、第12条の3	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理は、専門業者に依頼(委託契約書を管理)。マニフェストは受理した時点で確認。 関連資料等(管理部署) ・産業廃棄物管理表マニフェスト(事務局) ・処理委託の契約書(事務局)	H27/6/14	○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	社有車の処分(廃車、買い換え時等)	第5条(自動車の所有者の責務)自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済み自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済み自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済み自動車の再資源化を促進するよう努めなければならない。第8条(使用済み自動車の引き渡し義務)自動車の所有者は、当該自動車が使用済み自動車となったときは、引取業者に当該使用済み自動車を引き渡さなければならない。	社用車を買ひ替え等により処分する場合は、有償にて販売店に取引又はリサイクル料金を新車購入時に納付。		○
	地球温暖化対策の推進に関する法律	責務	第5条(事業者の責務)事業者はその事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。			○
	土壌汚染対策法	事業所を廃止して、土地を売却するときには、敷地内に土壌汚染がないことを調査により確認しなければならない。	第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であつて、該当有害物質使用特定施設を設置していたもの又は事項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、該当土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。～以下略	当社は特定施設には該当しないが、法の趣旨に則り、廃棄物保管場所等での廃棄物の散逸防止、廃油の漏洩、土壌への浸透防止等を図っていく。		○
全社共通	循環型社会形成推進基本法	責務	第11条(事業者の責務)事業者は、基本原則に則り、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料がその事業活動において循環資源となった場合には、これらについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任により適正に処分する責務を有する。			○

承認	確認	作成

## 7. 法規制の登録簿

工程	該当法規	内容準拠条項	該当条項		法改定 確認	遵守確認
	資源有効利用 促進法	責務	第4条（事業者等の責務）工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注に際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。	パソコン等の対象商品は、廃棄時にメーカーでの有償引取		○
	特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法）	特定家庭用機器（テレビ、エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫）の廃棄	第6条（事業者及び消費者の責務）事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払いに応ずることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。	特定家庭用機器については、廃棄時に家電店への有償引取		○

## 8. 代表者による全体の評価と見直しの結果

昨年を振り返り、エコアクション21に対する取組意識は、年々、着実に定着している様に感じられる。

2016年は予てよりの懸案であった本館、3号館の水銀灯全てをLED化した。投資としては大きなモノであったが今後の電気使用量の圧縮に貢献してくれるものと期待している。

各人の行動を見ている上では、不要照明の消灯励行、冷暖房の設定温度の徹底等、引き続き出来ることは意識的に実施されおり、エコへの取組としては評価できる。

景気の動向は依然として不透明感は拭えないが、心配された為替状況は昨年から今年にかけて一応の安定を見ており、弊社の状況としても当面常態にて數位している。

しかしながら、アメリカ、フランス、韓国と立続きにトップが交代し、朝鮮半島の緊張も安定できる状態にはなく市況に影響を及ぼし得る国際情勢はいつ激変してもおかしくない状態である。そういった中においても企業体力を高めていく為、より一層エコアクション21への取組意識を高め全社一丸でコストダウンに努めていきたい。

年度も変わり、入退者もあったため組織の顔ぶれも大分変わってきている。エコアクション21の実施体制をしっかりと再構築し各リーダーを中心にしっかりと取り組んで行ってもらいたい。